

臨時休業（新型コロナウイルス感染拡大防止対策）に伴う
「春休み期間中（3/27～4/6）の対策」及び「新年度始業日等と未指導内容の取扱い」について

長期にわたっての臨時休業へのご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

春休みに入りますが、春休み期間中の対策について、県教育委員会から昨日出された方針等を参考にしながら、市の校長会や近隣市町村教育委員会とも協議を進め、下記のとおり対応することといたしました。

併せて、新年度の始業日等と、現学年で学習できなかった内容についても、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 春休み期間中（3/27～4/6）の対策について

感染は終息に向かってはいるわけではなく、政府においても昨日対策本部が設置されるなど、むしろ、集団感染の発生が懸念されており、拡大する傾向にありますので、基本的には臨時休業期間中と同様に、不要・不急の外出はできるだけ控えるようお願いいたします。

(1) 外での活動や運動について

臨時休業期間中と同様に、活動や運動をする際には1日1～2時間程度を目安に、屋外の安全が確保されている場所（自宅近くの公園や学校の運動場等）で、縄跳び・ジョギング・散歩等を中心に、身体の接触があまりないように配慮してください。

※ 学校の運動場開放は、引き続き午前10時から午後4時までとします。

(2) 中学校の部活動について

新年度始業日（4月7日）の部活動顧問の発表を受け、新体制のもと感染拡大防止の指導を徹底させた上で段階的に再開します。（対外試合や大会への参加等の校外での活動などは、感染の拡大状況を見ながら、徐々に広げることとしますが、しばらくの期間は禁止とします。）

(3) 学校での児童預かりについて

春休み期間中（3月30～31日、4月1～3日、6日）も、臨時休業期間中に行っていた「学校での預かり」を継続します。対象は放課後児童クラブや放課後子ども教室（子ども教室は4月1日は開設しません）に通っていない小学1～3年生児童で、家庭で子ども一人になる児童です。新規で希望される場合には、各学校へお問い合わせください。

2 新年度始業日等と未指導内容の取扱いについて

(1) 新年度の始業日、給食、入学式、毎日の検温等について

市内の小・中学校は4月7日（火）が令和2年度の始業日となり、新学期がスタートします。自宅での検温を済ませた上で、通常どおりに登校させてください。給食は4月8日（水）から始まります。

入学式は、中学校は4月9日（木）、小学校は4月13日（月）に、感染拡大防止の取組を徹底させた上で規模を縮小して実施する予定です。新入生及び保護者はマスクの着用をお願いいたします。

(2) 未指導内容の取扱いについて

現在の学年で学習できなかった一部の内容につきましては、次の学年（進学先の学校も含む）に確実に引き継ぎ、新年度（令和2年度）の4月当初に未指導内容の指導を実施することとします。

実施方法については、新学期が始まってから各学校からお知らせいたします。

新年度に未指導内容の指導を実施することに伴い、今年度使用した教科書等が必要となりますのでご家庭でしっかりと保管し、いつでも学校に持参できるようにお願いします。

3 その他

- 春休み期間中及び新年度スタート後も、右の3つのことに十分留意するように、ご家庭でもご指導ください。

- 市内や近隣市町村での感染が確認された場合など、今後の感染拡大の状況によっては対応が変更になることもありますので、その際には各学校の連絡メール等を通して連絡させていただきます。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える